

平成26年9月29日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、厚年法による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であるA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者であった者の死亡当時、その者によって生計維持されていたとは認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知(以下「認定基準」という。))。

- 2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。
- 3 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったことは明らかであること、亡Aの死亡時点において、亡Aの戸籍上の妻はいないこと、請求人と亡Aは婚姻の届出をしていなかったこと、以上の事実が認められ、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

第4 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、上記認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要である。また、認定基準によれば、本件の場合、事実婚関係及び生計同一関係が認められるためには、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が以下の要件のいずれかに該当する必要がある。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認め

られるとき

イ 単身赴任、就学又は病氣療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

本件の場合、亡Aと請求人の住民票上の住所は異なっているが、上記1で認定したとおり、請求人の借りていた〇〇アパート〇〇は、日常的に使用されていた形跡が認められてないことに、郵便物の宛先、担当ケアマネージャー及び亡Aの陳述を併せれば、昭和〇年〇月ころから亡Aが死亡するまで、亡Aと請求人は、〇〇荘〇〇号室で同居していたもので、請求人の収入はなく、亡Aからの経済的援助として、毎月生活費に使った分をもらっていたことが認められ、子供達も独立し、そろそろ入籍を考えていたところ、平成〇年〇月に亡Aが病で倒れてしまったものであり、その後の亡Aの療養及び症状の経緯については、上記1の(15)の日誌及び連絡帳に記載されている。

これらから見て、請求人と亡Aは、住民票上は別住所であったが、現実には、同居し、互いに協力、扶助の関係にあったと認められ、上記認定基準アの「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしている」場合に該当するものと認めることができる。したがって、亡Aと請求人は、亡Aの死亡当時、〇〇荘〇〇号室において、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとの合意の下に、夫婦と同様の共同生活を営んでいたものと認めるのが相当である。

3 そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維

持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり判決する。